

令和2年度 飯山市地方創生総合戦略会議
次 第

日 時 令和2年6月23日（火）10時～
場 所 飯山市役所4階 全員協議会室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 経過報告

- ・5月21日 地方創生総合戦略会議
- ・5月22日～6月21日 市民パブリックコメント（意見：2件）
- ・5月26日 委員意見に対する対応、第2期飯山市総合戦略（案）等を送付

4 協議事項

(1) 第2期飯山市総合戦略（案）について

- ・市民パブリックコメントの結果と市の考え方・対応（案） （資料1）
- ・その他修正について （資料2）

(2) 今後の予定

- ・令和3年2月 令和2年度KPI達成見込み及び令和3年度事業内容
- ・令和3年7月 令和2年度KPI達成状況の検証

※飯山市地方創生総合戦略会議設置要綱 第2条 (2)総合戦略の推進及び効果検証に関すること

(3) 意見交換

(4) その他

5 その他

6 閉 会

飯山市地方創生総合戦略会議委員名簿

(順不同・敬称略)

NO	分野等	団体・役職	氏名
1	商工業	飯山商工会議所 青年部 会長	仲條 壮一
2	商工業	飯山商工会議所 事務局長	南沢 忠
3	農業	ながの農業協同組合 みゆき地区担当理事	荻原 育夫
4	農業	飯山市農業委員会 委員	増山 正一
5	観光	一般社団法人 信州いいやま観光局 常務理事	石田 一彦
6	金融	八十二銀行 飯山支店 支店長	安田 良彦
7	金融	長野信用金庫 飯山支店 支店長	鳥居 達也
8	教育	国立大学法人信州大学 教育学部 助教	本間 喜子
9	長野県(行政)	長野県北信地域振興局 局長	藤森 茂晴
10	住民	飯山市区長会協議会 会長	堀内 隆夫
11	住民	飯山市若者会議 会長	西川 遼馬
12	住民・女性	飯山商工会議所 女性会 理事	岡田 友起子
13	住民・女性	飯山市男女共同参画推進委員会 会長	丸山 明美
14	高校生	長野県飯山高等学校生徒会 会長	前澤 慧
15	高校生	長野県飯山高等学校生徒会 副会長	湯本 実果里

飯山市地方創生総合戦略庁内本部体制

NO	役職	構成員
16	本部長	市長
17	副本部長	副市長
18	副本部長	教育長
19	本部員	総務部長
20	本部員	民生部長
21	本部員	経済部長
22	本部員	建設水道部長
23	本部員	教育部長
24	本部員	文化振興部長
25	本部員	議会事務局 長

事務局 総務部企画財政課企画調整係

飯山市地方創生総合戦略会議設置要綱

(目的)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく、飯山市総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定、推進及び検証にあたり、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、飯山市地方創生総合戦略会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定及び改訂に関すること
- (2) 総合戦略の推進及び効果検証に関すること
- (3) その他総合戦略に関し必要な事項に関すること

(組織)

第3条 会議は、市長及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員で構成する。

- (1) 産業団体、行政機関、教育機関、金融機関等の役員又は職員
- (2) 学識経験者
- (3) 住民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会議を総理する
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する者をもって充てる。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 会議には、専門の事項について調査及び検討を行うため、部会を設置することができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 第5条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と、「会議」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 会議及び部会の庶務は、総務部企画財政課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議及び部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月10日から施行する。